

## 無線局免許承継申請書

平成 年 月 日

〇〇総合通信局長 殿

申請者 住所(注1)  
(ふりがな)  
氏名(注2)  
(ふりがな)  
代表者氏名

代理人 住所  
(ふりがな)  
氏名  
(ふりがな)  
代表者氏名

㊞ ㊞  
(代理人が提出する場合は委任状が必要です。)

電波法第二十条第二項(又は第八項)の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

## 1 合併又は分割当事者

(ふりがな) 氏名(注3)	住所(注1)	(ふりがな) 代表者氏名(注4)

## 2 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人

住所  
(ふりがな)  
商号又は名称  
(ふりがな)  
代表者氏名

## 3 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割による登記の予定年月日

平成 年 月 日

## 4 合併又は分割の理由

〇〇〇のため

## 5 免許人(又は予備免許を受けた者)の地位の承継を必要とする理由

〇〇〇のため

## 6 承継に係る無線局

識別信号	種別	免許番号(又は予備免許の番号)	免許人(又は予備免許を受けた者)の商号(又は名称)	免許の有効期間
				平成 年 月 日

## 7 欠格事由に関する事項

申請者が電波法第五条の欠格事由に該当しないときは、『欠格事由に該当しない』と記載すること。

## 8 添付書類

- 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類
- 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人の定款案

## ～ 申請前にご確認ください ～

1. 電波法第二十条第二項に基づく免許承継とは次の場合が該当します。
  - 免許人たる法人が合併する場合であって、合併後存続する法人若しくは合併により新たに設立された法人へ免許を承継する場合。
  - 免許人たる法人を分割する場合であって、分割により事業を承継する法人へ免許を承継する場合。ただし、この場合の分割とは無線局をその用に供する事業の全部を承継させる場合に限ります。
2. 申請許可後の手続き
  - 電波法第二十条第二項により免許人の地位を承継した場合は、遅滞なくその事実を証する書面を添えてその旨を届け出てください。届出が確認できましたら新たな免許状を発給いたしますので、旧免許状は返納してください。なお、免許承継後、直ちに変更申請を予定されている場合は、免許承継申請と同時に変更申請を提出することも可能ですのでお問い合わせください。
3. 免許承継をとまなわない法人合併等における免許人名の変更
  - 一例として、免許人たる法人が他の法人を吸収合併した後、社名を変更する場合が該当します。この場合には変更申請を行ってください。

## ～ 申請書記載の注意点 ～

- 注1 住所について法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- 注2 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- 注3 法人又は団体の場合は、その商号又は名称を記載すること。
- 注4 法人又は団体の場合は、代表者役職名及び氏名を記載すること。ただし譲渡人が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為を持って設立された法人の場合は、代表者氏名の記載を要しない。